ロ　通所給付費等単位数表第1の1のニの(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
　指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。
ハ　（略）
二の二　（略）
　児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。
二の三　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準
　指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。
二の四　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4の厚生労働大臣が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第1の1のト(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
　指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。
ロ　通所給付費等単位数表第1の1のト(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準
　指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。
三　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
　次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。
(1)　通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。
(2)　通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。
(3)　別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ　通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
　指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。
ハ　（略）
二の二　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準
　児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下第九号において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。
（新設）
（新設）
三　通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準
　基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）であること。